

生食用食肉に係る表示基準（平成 23 年 10 月 1 日より）

○対象：生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く））であって、生食用として販売するものに限る。

【容器包装された生食用食肉】

〈スーパー、業者間取引等。容器包装の見やすい場所に記載。〉

現在既に表示義務化されている食肉一般の表示事項（1～5）に加え、新たな表示基準として6～10が義務付けられます。

以下の項目を、容器包装の見やすい場所に記載する必要があります。

1. 名称
2. 消費期限又は賞味期限
3. 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名（法人にあつてはその名称）
（輸入品は輸入業者の営業所所在地及び輸入業者名）
4. 保存の方法
5. 鳥獣の種類
6. 生食用である旨
7. と畜場名及びその都道府県名（輸入品は原産国名）
8. 加工施設名*及びその都道府県名（輸入品は原産国名）
※加工基準に適合する方法で加工が行われたすべての加工施設名
9. 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨
10. 子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨

【容器包装されていない生食用食肉】

〈焼肉屋、レストラン、肉屋等。店舗の見やすい箇所に表示。〉

店舗の見やすい箇所（店頭掲示、メニュー等）に、以下の1～2を表示する必要があります。

1. 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨
2. 子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨

葛飾区保健所 生活衛生課 食品衛生担当係
電話 03-3602-1242